

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：佐久穂町老人保健施設特別会計

事業名	介護サービス事業		
事業開始年月日	平成17年3月20日	地方公営企業法の適用・非適用	<input type="checkbox"/> 適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名	佐久穂町	職員数 (H23. 4. 1現在)	60
構成団体名			
健全化判断比率の状況	<input type="checkbox"/> 財政再生基準以上 <input type="checkbox"/> 早期健全化基準以上 <input type="checkbox"/> 経営健全化基準以上		
	計画期間：		

注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。

2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあっては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。

3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

4 「職員数」欄には、平成22年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。

5 「健全化判断比率の状況」欄については、繰上償還を実施しようとする年度において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックすること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

2 財政指標等

資本費	17.9%（21年度）	財政力指数	0.26（22年度）
資金不足比率（健全化法）（%）	該当なし	財政力指数（臨財債振替前）	
経常収支比率（%）	79.1（21年度）	実質公債費比率（%）	12.1（22年度）
		将来負担比率（%）	34.9（22年度）

注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。

この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告（又は報告を予定している）数値を記入すること。

なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。

また、一部事務組合等に係る将来負担率については、各構成団体の将来負担率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。

2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないよう留意すること。

3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。

4 「資金不足比率（健全化法）」欄には、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。

5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容
<input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容
<input type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成17年3月20日 合併前市町村：佐久町、八千穂村]

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にレを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	佐久穂町老人保健施設事業経営健全化計画
計画期間	平成23年度～平成27年度（5年間）
計画策定責任者	佐久穂町長 佐々木定男
既存計画との関係	佐久穂町総合計画
公表の方法等	広報、ホームページ
基本方針	町としては、高齢社会においても、誰もが「住み慣れた地域社会の中で」、「自分らしく誇りのもてる」、「自立した生活を送る」ことができる町を目指していきます。そして、老人保健施設が町の高齢者を支えるために大きな役割を果たしていくための施策を進めて参ります。経営面からは、いち介護保険事業者であることを認識した上で、老人保健施設のアピールなどを行い利用者を確保し経営の安定化を図り、真に必要な方に必要なサービスを提供していきます。又、経費については、無駄の削減を行い、委託料等の縮減に努めていきます。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：千円）

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 旧簡保：年利6.5%以上 旧公庫：年利6%以上	合 計
		旧簡保：年利5%以上 6%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満	旧公庫：年利5.5%以上 6%未満	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額		113,555.9		113,555.9
	補償金免除額		28,882.3		28,882.3
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

- 注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。
- 2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること（なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。）。
- 3 後期に計画を提出する場合で、既に前期に承認された繰上償還希望額がある場合には、参考値として当該額を該当欄に（ ）書きで記入すること。

6 平成23年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成23年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公営企業債	病院事業債		113,556		113,556
合 計 (A)			113,556		113,556
※上記のうち (再掲) 一般会計負担分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)			113,556		113,556

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成23年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公営企業債					
合 計 (A)					
※上記のうち (再掲) 一般会計負担分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【旧公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成23年度9月期残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公営企業債					
合 計 (A)					
※上記のうち (再掲) 一般会計負担分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

- 注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成23年度以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。
- 2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。
- 3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの（一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等）も含むが、その場合には、それらを「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。
- 4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰出金を記入するものではない。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>佐久穂町老人保健施設は北館50床、南館30床のそれぞれ離れた場所にある2棟の建物となっており、介護職員の人数や夜勤職員の配置人数が、同じ80床規模の1棟の建物内でのサービス提供に比べてどうしても多くなってしまい、人件費の割合が高くなっています。また、建物の維持管理費やボイラー、消防設備等の保守点検にかかる委託料も2棟分かかる事になり経営を圧迫してきています。</p> <p>収入につきましては、涼しくなる秋の頃から入所利用者が増え始め、寒さが厳しい冬の期間の入所については90%以上の利用率ですが、在宅で過ごしやすい春から夏にかけては80%を切る利用率となる事もあり収入に偏りがみられます。また、5年前の介護サービス保険料の見直しにより、食事代等が保険負担から個人負担となり利用者の負担が増加した事で、入所利用者の利用日数、回数とも5年前より減少して収入に影響しています。</p>
経営課題	<p>課 題 ① 収益の確保</p> <p>新規の介護サービス利用者の確保、夏場の利用率の少ない時に町内だけでなく他市町村の利用者の入所受け入れ、個別リハビリ加算等新たな介護報酬加算の検討、未収金への対策、空きベッドをなるべく少なくするための効率的な入所・ショートステイの利用</p>
	<p>課 題 ② 費用の削減</p> <p>建物維持管理・保守点検委託料の節減、薬品等材料費・介護用品・日用品等の節減、備品の整備・管理の徹底、節電・節水等による無駄の削減</p>
	<p>課 題 ③</p>
	<p>課 題 ④</p>
留意事項	<p>利用者の方々へ安全・安心な介護サービス提供のために、職員一丸となって取り組む。</p> <p>地域医療や行政、地域包括支援センター等との連携へのさらなる取り組み。</p>

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し (②法非適用企業)

(1) 収益的収支、資本的収支

(単位:百万円、%)

年 度		平成18年度 (計前期5年度) (決算)	平成19年度 (計前期4年度) (決算)	平成20年度 (計前期3年度) (決算)	平成21年度 (計前期々年度) (決算)	平成22年度 (計前期年度) (決算見込)	平成23年度 (計前期年度) (決算)	平成24年度 (計前期2年度) (決算)	平成25年度 (計前期3年度) (決算)	平成26年度 (計前期4年度) (決算)	平成27年度 (計前期5年度) (決算)
収益的 収支	区 分										
	1 総 収 益 (A)	391	391	384	407	409	400	401	402	403	404
	(1) 営 業 収 益 (B)	363	366	340	370	369	370	371	372	373	375
	ア 料 金 収 入	363	366	340	370	369	370	371	372	373	375
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)										
	ウ その他										
	(2) 営 業 外 収 益	37	25	44	37	40	30	30	30	30	29
	ア 他 会 計 繰 入 金	14	13	8	15	23	11	5	5	5	4
	イ その他	23	12	36	22	17	19	25	25	25	25
	2 総 費 用 (D)	382	386	376	383	403	389	376	374	379	384
	(1) 営 業 費 用	361	366	357	365	386	373	368	367	372	377
	ア 職 員 給 与 費	227	232	237	237	251	250	245	245	250	255
	ウ ち 退 職 手 当										
	イ その他	134	134	120	128	135	123	123	122	122	122
	(2) 営 業 外 費 用	21	20	19	18	17	16	8	7	7	7
ア 支 払 利 息	21	20	19	18	17	16	8	7	7	7	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息											
イ その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	18	5	8	24	6	11	25	28	24	20	
資本的 収支	1 資 本 的 収 入 (F)	45	53	47	48	49	164	45	45	45	46
	(1) 地 方 債										
	資本 費 平 準 化 債										
	(2) 他 会 計 補 助 金	30	31	31	32	33	109	27	27	27	28
	(3) 他 会 計 借 入 金							38			
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金										
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金										
	(6) 工 事 負 担 金										
	(7) そ の 他	15	22	16	16	16	17	18	18	18	19
	2 資 本 的 支 出 (G)	45	53	47	48	49	164	45	45	45	46
	(1) 建 設 改 良 費		6								
	ウ ち 職 員 給 与 費										
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	45	47	47	48	49	164	40	40	40	41
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金							5	5	5	5
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金										
(5) そ の 他											
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	18	5	8	24	6	11	25	28	24	20	
積 立 金 (K)											
前 年 度 からの 繰 越 金 (L)	12	15	10	8	10	10	8	9	10	9	
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)											
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	30	20	18	32	16	21	33	37	34	29	
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べき 財 源 (O)											
実 質 収 支	30	20	18	32	16	21	33	37	34	29	
(N)-(O)											
赤 字 比 率 ($\frac{(O)}{(B)-(C)} \times 100$)											
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	93.7	90.3	90.8	94.4	90.5	72.3	96.4	97.1	96.2	95.1	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 20 条 第 1 項 により 算 定 した 資 金 の 不 足 額 (R)											
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	363	366	340	370	369	370	371	372	373	375	
地 方 財 政 法 による 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S) × 100)											
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 により 算 定 した 資 金 の 不 足 額 (T)											
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 する 解 済 可 能 資 金 不 足 額 (U)											
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 により 算 定 した 事 業 の 規 模 (V)											
健 全 化 法 第 22 条 により 算 定 した 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V) × 100)											
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)	0	0	0	0	0	38	33	28	23	18	
企 業 債 現 在 高 (X)	1,081	1,034	987	938	889	725	685	644	601	561	

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

年 度		平成18年度 (計前期5年度) (決算)	平成19年度 (計前期4年度) (決算)	平成20年度 (計前期3年度) (決算)	平成21年度 (計前期々年度) (決算)	平成22年度 (計前期年度) (決算見込)	平成23年度 (計前期年度) (決算)	平成24年度 (計前期2年度) (決算)	平成25年度 (計前期3年度) (決算)	平成26年度 (計前期4年度) (決算)	平成27年度 (計前期5年度) (決算)
収 益 的 収 支 分	区 分										
	ウ ち 基 準 内 繰 入 金	14	13	8	15	23	11	5	5	5	4
	ウ ち 基 準 外 繰 入 金	14	13	8	15	23	11	5	5	5	4
資 本 的 収 支 分	区 分										
	ウ ち 基 準 内 繰 入 金	30	31	32	32	33	109	27	27	27	28
	ウ ち 基 準 外 繰 入 金	30	31	32	32	33	109	27	27	27	28
合 計	44	44	40	47	56	120	32	32	32	32	

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成18年度 (計画前5年度) (決算)	平成19年度 (計画前4年度) (決算)	平成20年度 (計画前3年度) (決算)	平成21年度 (計画前々年度) (決算)	平成22年度 (計画前年度) (決算見込)	平成23年度 (計画初年度)	平成24年度 (計画第2年度)	平成25年度 (計画第3年度)	平成26年度 (計画第4年度)	平成27年度 (計画第5年度)
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)										
料金回収率※ (%)										
資本費 (円又は%)	18	18	19	18	18	49	13	13	13	13
総収支比率(法適用) (%)										
経常収支比率(法適用) (%)										
営業収支比率(法適用) (%)										
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)										
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)	93.7	90.3	90.8	94.4	90.5	72.3	96.4	97.1	96.2	95.1
繰入金比率	収益的収入分 (%)	3.5	3.3	2.1	3.7	5.6	2.8	1.2	1.2	1.0
	うち基準内繰入金 (%)									
	うち基準外繰入金 (%)	3.5	3.3	2.1	3.7	5.6	2.8	1.3	1.2	1.0
	資本的収入分 (%)	66.7	58.5	66.0	66.7	67.3	66.5	60.0	60.0	60.0
	うち基準内繰入金 (%)									
	うち基準外繰入金 (%)	66.7	58.5	66.0	66.7	67.3	66.5	60.0	60.0	60.0

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100

(2) 総収支比率 (%)＝総収益／総費用×100

(3) 経常収支比率 (%)＝経常収益／経常費用×100

(4) 営業収支比率 (%)＝(営業収益－受託工事収益)／(営業費用－受託工事費用)×100 (病院事業にあつては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)

(5) 累積欠損金比率 (%)＝累積欠損金／(営業収益－受託工事収益)×100

(6) 収益的収支比率 (%)＝総収益／(総費用＋地方債償還金)×100

(7) 繰入金比率 (%)＝収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金)／収益的収入 (又は資本的収入)×100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあつては使用料回収率) について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%)＝供給単価※1／給水原価※2×100

※1 供給単価 (円/㎡)＝給水収益／年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/㎡)＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金 (水道事業のみ)))／年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金)／年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝(総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金)／年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%)＝使用料収入※／汚水処理費※×100

※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された (又は報告すべき) 数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は

「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであるため、留意すること。

3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。

4 上記指標のうち (再掲) と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	利用者にとって有意義な介護サービスを提供すると共に、収益の見込める新たな介護報酬加算を検討していきます。また、それに伴い看護師・介護員・リハビリスタッフ等の適正な人員配置を行なっていきます。 老健の居宅介護支援事業所のスタッフを増員し(臨職)、行政・包括支援センターとの連携を強化し、新規利用者等の増加を目指します。
2 他会計繰入金の見込み	建物に対する公債費のうち、2/3を町の一般会計から繰り入れています。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	現在のところ売却予定等なし。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	繰上償還の負担分は町の一般会計で2/3を、老人保健施設特別会計で1/3を負担する。老人保健施設特別会計の1/3については、町の一般会計より貸し付け。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

① 料金設定の考え方、料金収入の見込み

現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。

② 他会計繰入金の見込み

他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。

③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み

大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。

④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの

収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。

2 病院事業にあっては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		
○ 定員管理	①、②	産休・育休職員の代替職員については、日勤の臨時職員で代替とする。(平成23年度現在該当職員3名中2名代替)リハビリ担当職員(理学療法士・作業療法士)については、個別リハビリ加算等収入増加が望めるものが多いため、今後の採用について、収支を見極めながら検討していきたい。 介護老人保健施設の人員配置基準等に基づき、現在適正な職員の配置となっている。
○ 給与のあり方		
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方	②	平成22年国の給与改定に準ずる改定を実施。 平成22年度からの55歳以上の昇給停止。
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	②	技能労務職員はいない。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	②	特昇なし。
◇ 福利厚生事業のあり方	②	正職員については市町村共済組合に加入。 負担金支払い分以外なし。
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	①、②	入札や数社見積りを行う事による維持管理費や保守契約等に関する委託料の縮減。 市場価格の情報収集、比較検討による薬品等のコスト削減。 併設病院の協力による入所者の医薬品の見直し、ジェネリック薬品への切り替えによる経費節減。 職員に対するコスト削減、節水・節電等の啓発。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用		

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保		
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組		
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開	③	佐久穂町ホームページへの予算・決算等の公開を引き続き行う。
○ 行政評価の導入		予算要求時に作成した事務事業シートに基づいて、事業実績の報告及び事後評価を引き続き行う。
4 その他		居宅介護支援専門員1名増(介護職の臨時職員からの異動)による、居宅介護サービス収入の増。 地域包括支援センターとの連携強化により、老人保健施設での介護サービスを必要とする利用者の堀起しを行う。

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、IIに付した課題番号を「IIの課題番号」欄に記入すること。

2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。

3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。

4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。

5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 経常経費の見直し	維持管理費や保守点検委託料については、今後も入札等を行い経費節減に努めていく。 消耗品・備品等も高価なものについては、入札を行ったり数社から見積もりを依頼するなどして経費節減に努める。 人員配置を定期的に見直し、適正な人員配置になるように努める。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	欠損金なし。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	建物起債分についての一般会計からの2/3の補填であるが、経営が改善し積立金が増加すれば負担比率を上げるなどの努力をしたい。
4 その他	

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 各項目への記入に当たっては、IVに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(6) 介護サービス事業【新規計画策定団体】

●年度別目標

(単位:人、百万円、%)

課題	目標又は実績	平成18年度 (計画前5年度) (決算)	平成19年度 (計画前4年度) (決算)	平成20年度 (計画前3年度) (決算)	平成21年度 (計画前々年度) (決算)	平成22年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年度 実績	平成23年度 (計画初年度)	平成24年度 (計画第2年度)	平成25年度 (計画第3年度)	平成26年度 (計画第4年度)	平成27年度 (計画第5年度)	計画合計
	累積欠損金比率												
	企業債現在高	1081	1034	987	938	889		725	685	644	601	561	

収入確保	長期・短期入所者の確保(人)	27,053	27,140	25,230	26,675	26,265		26,400	26,600	26,700	26,800	27,000				
	改善効果額	-273	-186	-2,096	-651	-1,061	-4,267	135	335	435	535	735				
	長期・短期入所収入(円)	310	313	290	321	317		318	320	321	323	325				
	改善効果額	-5	-2	-25	6	2	-24	1	3	4	6	8	22			
	通所リハ利用者の確保(人)	4,146	4,108	4,150	4,086	4,133		4,150	4,170	4,180	4,190	4,200				
	改善効果額	106	68	110	46	93	423	17	37	47	57	67				
費用削減	通所リハ収入(円)	47	47	45	44	45		45	45	46	46	46				
	改善効果額	3	3	1	0	1	8	0	0	1	1	1	3			
	給与の見直し															
	うち正職員															
	改善効果額															
	うち非常勤職員															
費用削減	改善効果額															
	委託費	69	70	67	69	68		67	67	67	67	67				
	改善効果額	-5	-6	-3	-5	-4	-23	1	1	1	1	1	5			
	その他															
	改善効果額															
	改善効果額															
							計画前5年間改善効果額 合計						-39		改善効果額 合計 A	30
													<参考> 補償金免除額 (旧資金運用部資金)	29		

注 費用削減「その他」欄には、必要に応じて見直した経費等(材料費、光熱水費等)の内訳や新たに委託化を行うことによる経費削減の内訳を記入すること。